

農政産業観光委員会会議録

日時 平成30年10月1日(月) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時00分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 永井 学
副委員長 乙黒 泰樹
委員 前島 茂松 山田 一功 遠藤 浩 望月 利樹
上田 仁 山田 七穂 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

産業労働部長 佐野 宏 産業労働部理事 中澤 宏樹
産業労働部次長 渡邊 和彦
産業労働部次長 藤巻 美文
労働委員会事務局長 前嶋 健佐
産業政策課長 内藤 裕利 商業振興金融課長 柏木 隆伸
新事業・経営革新支援課長 丹沢 竜 地域産業振興課長 古屋 万恵
企業立地・支援課長 一瀬 富房 労政雇用課長 小高 和也
産業人材育成課長 細田 孝
労働委員会事務局次長 鈴木 昌樹

農政部長 三井 孝夫 農政部理事 土屋 重文 農政部次長 坂内 啓二
農政部技監 依田 健人 農政部技監 清水 一也 農政部副参事 福嶋 一郎
農政総務課長 上野 睦 農村振興課長 上野 公紀
果樹・6次産業振興課長 中込 正人 販売・輸出支援室長 草間 聖一
畜産課長 菊島 一人 花き農水産課長 小林 敏樹 農業技術課長 中村 毅
担い手・農地対策室長 千野 浩二 耕地課長 山田 英樹

公営企業管理者 宮澤 雅史 エネルギー局長(企業局長併任) 市川 美季
企業局次長(エネルギー政策推進監併任) 秋元 達也 企業局技監 浅川 晴俊
エネルギー政策課長 内藤 卓也
企業局総務課長 高野 和摩 企業局電気課長 平井 一仁

観光部長 弦間 正仁 観光部次長 奥秋 浩幸
観光企画課長 古谷 健一郎 観光プロモーション課長 落合 直樹
観光資源課長 滝田 聡 国際観光交流課長 守屋 克己

議題(付託案件)

第75号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

第78号 訴えの提起の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、産業労働部・労働委員会関係、農政部関係、エネルギー局・企業局関係、観光部関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前11時14分まで産業労働部・労働委員会関係、午前11時30分から午後1時05分まで（途中、午後0時00分から午後0時59分まで休憩をはさんだ）農政部関係、午後1時12分から午後1時50分までエネルギー局・企業局関係、午後2時10分から午後3時00分まで観光部関係の審査を行った。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会

※第75号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（企業立地対策費について）

山田（一）委員 それではまず、企業立地対策費の1億7,800万円、これは全額県費ということでありまして、国費ではない、あるいは補助金ではないということで、既にもう12億円という当初予算がありながら、補正をする必要性からまずお聞きをしたい。

一瀬企業立地・支援課長 企業の立地や設備投資には多額な経費を要しますので、この助成制度により、企業の初期投資の負担が軽減されまして、県内の進出や新たな工場の増設などの第一歩と申しますか、企業が踏み出す上で一定の効果を生むこととなりますので、それが1つだと思います。

山田（一）委員 既に12億円を盛っていて、新たに1億7,000万円ということ、まして県費を全額投入ということはそれなりの覚悟を持ってするという事になるので、その喫緊というか、緊急性というか、そういう課題は何があったからということなんですか。

一瀬企業立地・支援課長 この制度を活用しまして、企業が先ほど申しましたように立地に踏み出すんですが、このところ景気もよくて事業拡大を検討している企業が多くなっておりまして、助成金の問い合わせも当然多くなっております。そういった企業の要望にぜひ応えて、県内の立地をもっと多く進める必要があると思っております。

山田（一）委員 この企業集積ということで、雇用の創出と言っているんですけども、技術革新をする部分の話もされまして、極論ですけども、意外に、設備投資をすれば、逆に人員は要らなくなるというか少なくなるので、雇用創出という面に関しあえて言っているということは、想定される企業はまずどういう業種であって、雇用がどのぐらい見込まれるんでしょうか。

一瀬企業立地・支援課長 この補助制度については、製造業、あとは情報関連産業、物流業が中心となっております。この制度は、雇用人数が条件になっておりまして、自動化も進んでおりますけれども、今、一定程度の従業員はどの企業も必要にな

っているかと思ひます。今年度は21社で、458人が雇用される見込みであります。この直近3年間でいひますと891人の雇用が見込まれていひまして、一定の補助金による効果が上がっていると思ひます。

山田（一）委員 私自身は非常にいいことだとは思ひてはいるんですけども、費用対効果の面もあるので、ぜひその辺も含めて業務執行に当たっていただきたいということで質問は終わります。

乙黒副委員長 私も同じように、産業集積促進助成金のことで何点かお伺ひします。先ほどの説明の中でも、当初からの21社450人以上というようなお話もありましたが、山田委員の質問にもありましたように、今回補正でわざわざ上げてきている中で、実際にそれが今どのぐらい内定しているのか。今年度の当初が21社ぐらい予定されている中で、さらにプラスアルファがあつてという、その辺の状況について説明をお願いします。

一瀬企業立地・支援課長 まず21社の内訳でございますが、当初予算で8社、6月補正で6社、今回7社ということで、合計21社ということになっております。企業の設備投資のベースもありますので、今後は本当に緊急のというのがあればこれに上積みされるということになると思ひますけれども、とりあえず21社を見込んでおります。

乙黒副委員長 それなりの実績も出てきていると説明がございましたが、今後これからもっとふえていく可能性もあるんですよ。そのときに県費がこれからまだまだ必要になってくるという部分をどのように考えているのか。やはり先ほどの山田委員の質問もありましたけれども、費用対効果は大事だと思うんです。実際にどこまで県費をつぎ込んでいくのか、その上で費用対効果を踏まえてどういうイメージでこの事業費の補正をするのか、そこの部分をもう一度説明をお願いします。

一瀬企業立地・支援課長 先ほど山田委員の御質問にもお答えしましたが、現在も問い合わせが非常に多くて、また来年度も今年度以上の支出があるのではないかと見込まれている中で、今までの制度の検証を行ひまして今後のあり方について検討してまいりたいと思ひています。

乙黒副委員長 やはり実績もこれから出てくるのであれば、本当に必要な事業であるとは思ひますけれども、費用対効果をしっかりと検討していただいて、これからの施策の運営をやつていっていただきたいと思ひます。

(外国人留学生県内定着促進事業費について)

遠藤委員 私は次の産3ページの外国人留学生の県内定着促進事業費についてお伺ひいたします。この事業については、既に外国人留学生に対するセミナーはされていると承知しているんですが、今度ポータルサイトを立ち上げるということで1,300万円の予算計上ということだと思ひます。県内の外国人留学生がどの程度いるのか、あるいはどういうところに就職されているのか、その内情を知らないものですから、今の現状をわかっていたらお教えいただきたいと思ひます。

小高労政雇用課長 日本学生支援機構で実施しています外国人留学生在籍状況調査によります

と、平成29年5月1日現在の留学生数ですが、県内で1,042人です。内訳として、大学などに721人、日本語学校に321人が在籍しております。なお、就職先につきましては、特にこちらで調査したものはございませんのでデータはございませんが、昨年県で製造業を対象として調査したところによりますと、外国人留学生の採用実績があると答えた企業が16%ほどありました。

遠藤委員 実数については今のデータでは現状が把握できないんですが、推定で数十人、数百人のレベルなんですか。その辺を知りたいものですから、感覚で結構ですのでお答えいただけますか。

小高労政雇用課長 肌感覚にすぎないんですけども、推定として、関係の方々に聞く話によりますと、1回の年度で県内に就職される方が、いいところほんとに二桁、ですから、数十人程度。確かな数字がなくて大変申しわけないんですが、そのように考えております。

遠藤委員 先ほどの日本学生支援機構の調査だと、全国で、自費で留学を日本にされている方で63%が日本で働きたいと言っている。そのうち、就職しているのが30%。つまり、働きたいという中でほぼ半分が就職しているということなんですけれども、県内状況がそういう面から数値的にはかなり低いという認識があるんですが、その辺の企業側の情報や大学側の情報など、情報があったら、どういう理由があるのかお伺いできますか。

小高労政雇用課長 やはり日本に就職したいと希望している留学生なのですが、実際就職できているのが3割程度という、その数字の開きが全国的にもございます。ですから、県内におきましてはこれがもっと低い率なのではないかと考えております。こうしたことが当然課題でありまして、7月に外国人留学生と企業との合同就職面接会を実施いたしました。そのアンケートにおきましても、やはり企業情報を事前に知ることができたらいいという意見が寄せられているところでございます。やはり県内企業の情報が留学生に届いていない、企業のほうも留学生に接触する仕方がわからない、そういった課題から、なかなか留学生の県内就職に結びついていないと考えております。

遠藤委員 日本は戸籍制度が結構ちゃんとしている国で、やはり不法滞在でなければ、どこに誰がいるか、どこに就職しているかわかっているはずだと私は思うんですが、その辺、なぜ実際そういう実数がわからないのか、説明していただけませんか。

小高労政雇用課長 まだ詳細な調査をしていないという状況でございます。

遠藤委員 本論の質問とはちょっとずれてきてしまっているのですが、そちらのほうは別サイドで集計していただいて、実態は管理していただきたいと思っております。

もとのポータルサイトのほうの質問に戻らせていただきます。先ほど答弁の中で、企業情報が学生側に伝わっていないということがあるということだったんですが、ジェトロが今年の9月ですか、同じようなことをやって、その内容ですと、日本語がわからないという学生が多いんだということのようです。どうしても日本の企業に就職するときには書類などが多くて、私たちでさえ読むのが大変なものもあり、そういった弊害もあるのではないかと指摘もある

ので、学生側の情報をもう少しいろいろな角度から検討させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

小高労政雇用課長 今委員がおっしゃられたように、日本語がそもそもわからない、就職活動に当たって不自由しているといった声も留学生から聞いております。こういった声を踏まえまして、この事業の中で11月に外国人留学生向けのセミナーを予定しております。こうした中で、就職活動のスケジュールや、エントリーシート の書き方、そういうような基本的な情報をお伝えすることになっております。それに含めまして、このポータルサイトの中でもそういった情報を積極的に提供してまいりたいと考えております。

遠藤委員 大体方向性というか考え方が、要するに、日本語がわからない、ポータルサイトによって少しずつハードルを下げていくというそんなイメージを私は持ったのでいいかなと思ったんですけども、もう一つ目的として、やはり人材確保だけではなくて、よい人材、優秀な人材を山梨県の中で確保するんだという、そういう考え方も私は必要だと思うんですが、この事業をするに当たってどういう効果が産業労働部のほうで考えられているのかそれをお伺いして質問を終わります。

小高労政雇用課長 本県で就職活動をするに当たりまして、留学生が容易に情報収集ができる環境を整備しまして、また、県内企業の情報をしっかり伝えることで、1人でも多くの県内企業への就職が期待できるものと考えております。企業におきましても、国籍にとらわれず優秀な人材を採用したいという企業がございますので、そういった声に応える形で支援してまいりたいと考えています。

望月委員 私も同じように、外国人留学生県内定着促進事業費について引き続き聞きたいと思っております。今説明を受けた中で、この事業というのは非常にうまくいけば効果的な事業なのかと考えていますが、なぜ当初予算に盛り込まずにこの時期なのか。なぜこの9月補正に盛り込んだのかということをお聞かせください。

小高労政雇用課長 本年度からの新規事業といたしまして、外国人留学生の県内就職の促進には取り組んでおります。こうした中で、7月に合同就職面接会を開催いたしました。そのときに、留学生の参加者から、このようなイベントは大変ありがたいという旨の評価を得る一方で、そのときにわかったことなんですが、日本の就職活動の進め方がわからないとか、県の企業においてこういった仕事をしているのかわからない、そうすると、面接会よりももっと早い段階で企業の情報を得たいという意見が寄せられました。

こうした状況を踏まえまして、今現在大学3年生などの留学生が就職活動を始める来年の春に間に合うように、情報収集が容易にできる環境を整備し、本県企業への就職に結びつけるため、今議会に補正予算を計上させていただいたものでございます。

望月委員 7月の面接会でということで、7月に問題点をあぶり出して9月にすぐ対応するという、このスピード感は非常に評価できるものだと思っております。来年の春を目指してということでございますが、そもそも県内の学生をしっかりと県内に定着させるということ、人口減少の県内の比率を見ても、20代から30代の若年層の流出が非常に多いです。持論なんですけれども、県内の就職者

というか労働者をしっかり県内で、魅力的な部分を発信してやっていく、やっていращゃるとは思うんですけども、そこに力を入れていくべきだと思うんですが、なぜ今回外国人留学生にターゲットを絞って県内就職を促進するという、この根本的な理由を教えてください。

小高労政雇用課長 若者などの県内定着というのは既にさまざまな形でやっているところがございますが、景気の回復や少子高齢化を背景とした人手不足、そもそも若者が東京圏や大手企業への志向が大変強いということもございます。そういったことで県内企業における人材確保が、やってはいるんですが、非常に難しくなっている。また、県が行った調査においても、多くの県内企業が外国人留学生の採用に高い意欲・関心を示しているということを踏まえまして、外国人も有効なターゲットとして今回県内企業への人材確保を支援することとしたものでございます。

望月委員 優秀な人材を国籍を問わずしっかり県内の企業の戦力にしたいという、こういう観点ということで承知しましたが、この企業が県内企業の人材確保、このポータルサイトの構築という部分、これがどのように結びついていくのかということをお聞かせください。

小高労政雇用課長 繰り返しになるかもしれませんが、県では、県内企業への大学生などの就職、それから、東京圏の大学生等のU・Iターン就職にも取り組んでいるところがございますが、こうした取り組みに加えまして、このたびのポータルサイトの構築を通して、外国人留学生の県内就職の促進・強化を図る中で、幅広い世代などの県内企業への人材確保につなげてまいりたいと考えているところがございます。

望月委員 県内の経済活動、このレベルをしっかりと維持するというか、上げていくような部分、そして、戦略的にこれからも人材確保ということをしっかり取り組んでいただきたいと思います。最後、意気込みをお聞かせください。

小高労政雇用課長 県といたしましては、限られた予算ではありますが、今できる限りのことを就職支援という形でやっております。今後もさまざまな取り組みを通しまして、幅広い人材の就職を支援し、県内企業の人材確保に取り組んでまいりまいますので、よろしくお願い申し上げます。

山田（七）委員 私も雇用対策についてお伺いします。全国と比べて山梨の外国人の就職率というか、留学生の就職率が低いのは、情報発信の不足という面もあるんでしょうけれども、企業側の受け入れ態勢が十分にできているか、できていないかということもちょっと出てくると思うんですけども、企業側の受け入れ態勢というのは、しっかりと留学生に対してできているのか教えてください。

小高労政雇用課長 特にこちらで数字で何かお示しできるものはありませんが、今委員がおっしゃるように就職率がまだ低いということは当然でございます。ですから、企業の受け入れ態勢の充実という、あるいは意識改革も含めてということになるかと思っておりますけれども、こうした取り組みの中で、6月に企業セミナー、企業の経営者・人事担当者を対象としたセミナーを開催したところ、やはりそこで、貴重な情報を得られた、これをきっかけに外国人留学生の雇用も考えるといったような声が聞かれたところがございます。こうした取り組みを通じて、地道

ではありますが、企業の受け入れ態勢も整備してまいりたい、また、今回のポータルサイトの構築の中でも、企業の情報をできるだけ発信していく、外国人留学生に届くようにやっていきたいと考えております。

山田（七）委員 このポータルサイトですけれども、どこから入っていけるのか教えてください。

小高労政雇用課長 県のホームページから入っていただくことを予定しております。

山田（七）委員 県のホームページから入っていくとなると、首都圏のほうにもものすごい数の留学生がいて、そのうちの60%が働きたくて、30%を実際雇用しているという中で、残りの、6割のうちの数はいらないですけれども、もっと多くの方が首都圏にはいるわけですね。そうなってくると、やはり首都圏のほうにもターゲットを向けて情報発信していくということが必要になってくるのではないかと思うんです。県庁のホームページからだ、本当に県内の留学生だけを対象にしていると思うんですけれども、そこら辺の広がりこれからどうやっていくのか、最後に教えてください。

小高労政雇用課長 もちろん県のホームページを見ていただくこと、そういった働きかけが大事だと思います。また、外国人留学生ということですから、あえてここで紙媒体ということで、首都圏の大学などにチラシを配布する、学校などと連携をして大学生など留学生に情報が伝わるように取り組んでまいりたいと考えております。

山田（七）委員 頑張ってください。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第78号 訴えの提起の件

質疑

上田委員 通常、売買というとき、そのときにどうだということですが、これは、7年後の売買を確約する内容の覚書というのがちょっと、どういう経過で7年後というような話になったのか、経過を教えてください。教えてください。

細田産業人材育成課長 7年後の売買とした経緯ではありますが、当初この用地買収について、相手方は買収に応じてもらえない状況があり、その後、粘り強く交渉を重ね、その結果、7年間の賃貸借後に売買するという両者合意に至ったものがあります。

上田委員 粘り強くはそうなんでしょうけれども、7年後というのは何を根拠の7年というか、やはりこの所有者が何かあったからそういう条件かなと思うんですけれども、そこら辺差しきわらない範囲で教えてもらえればと思います。

細田産業人材育成課長 交渉を重ねる中で7年というものに落ちついたということであります。県としましては、相手の希望も尊重する中で、7年間で折り合いがついたというものであります。

上田委員 7年間ということで、その間賃貸料を払ったということですか。賃貸料を払って、権原だけは県のほうとしては持っていたということだと思うんですけども、そうすると、その間ずっと地権者とはお話をしながら、賃貸契約とか、支払いをしたということなんでしょうか。

細田産業人材育成課長 この覚書を締結した後7年間ですが、定期的にこの地権者とは連絡をとりまして、賃貸借のことや、売買のことについて定期的にお話をしてまいった次第であります。

上田委員 その間は、7年後契約ということでずっと合意はできていたけれども、7年たって、さあ、所有権移転という話になったら応じていただけない、こういうことなんでしょうか。

細田産業人材育成課長 この覚書とは全く関係ない内容であります。地権者から要望事項がありまして、その要望事項が実現できない限り応じないということで、それについてもぜひ御理解いただきたいとお願いをしてきたところであります。

上田委員 7年後にいいですよ、移転契約しますよ、登記も応じますよということだったんだけど、賃貸借料を払ってきたけれども、その間ずっと要望があって、その要望についてはずっと平行線できたまま、今になってもそれが解決できていないのでこういう訴訟になってしまったと、こういう解釈なんでしょうか。

細田産業人材育成課長 そのとおりでございます。

上田委員 県とすると、そういう権原があるので、これはもうここで訴訟に踏み切れないと、こういう判断をされたということですか。わかりました。結構です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(外国人材確保について)

遠藤委員 たまたまラジオのニュースで聞いたので、外国人材確保の観点から質問させていただきたいと思います。9月27日の山日YBSのラジオで、外国人技能実習生を7人新たに受け入れた。県内では1,200人余りの外国人が実習をしていると。この外国人技能実習生というのは、発展途上国などの国から自国の発展のために技能を習得するという研修で3年間研修するということなんでしょうけれども、この実態について産業労働部のほうで把握されているかどうか

お伺いいたします。

細田産業人材育成課長 技能実習制度につきましては労働局の管轄になりますので、詳細はわかりかねますが、現在、平成29年の実績でありますけれども、外国人労働者としては県内には1,261名が労働者として登録されている状況になっております。

遠藤委員 最終的には、受け入れる企業側が、きちんと日本語の勉強や、国に送り返すための努力をしているかどうか。そして、保険制度や雇用環境にあるのかどうか。そういう1,200人の方が母国の発展のために日本で働いてくださっているということなので、単に労働者確保だけに片づけられては困るということで、そういったことがなされているかどうかという確認をしたかったんですが、いかがでしょうか。

細田産業人材育成課長 この技能実習制度につきましてはさまざまな問題があったということから、平成28年11月18日に外国人技能実習生に関する法律が制定され、昨年11月1日に施行されまして、技能実習生の保護等を強化するということであります。この取り組みについて、厚生労働省と法務省が中心になって取り組みを進め、県も、協力等をしていくこととしております。

遠藤委員 それは労働局がやっているのですか。

細田産業人材育成課長 はい。

遠藤委員 わかりました。じゃ、いいです。

(ジュエリー産業の活性化について)

安本委員 9月の県議会でするので、昨年度の主要施策成果説明書が提出されておりました、これについては決算特別委員会できざまな議論があると思っておりますけれども、1点気になったことがありましたのでお伺いをさせていただきたいと思えます。

委員の皆さんのお手元に資料をお持ちでないかもしれないんですけども、この主要施策成果説明書の51ページに、プロジェクトとしては地域産業元気創造プロジェクト、政策としては個性あふれる地場産業の振興ということで、基本的な考え方の中に、ジュエリー、ワイン、織物等、本県が誇る特色ある地場産業の活性化をうたっております。

気になったのは、成果指標の達成状況。それぞれジュエリー、ワイン、織物についての成果指標が掲げられておりました、下から2番目のワインについては、目標が平成30年までの平均とありますけれども、目標に対して達成率が3倍を超える391%となっています。織物のほうも大変厳しい状況だと思うんですけども、それでも、現状、平成30年の目標に対して、28年現在で119%、2割増と、もう既に目標を超えているところです。

ところが、ジュエリーのほうについては、貴金属製品出荷額の全国シェアが指標になっているんですけども、これがマイナス152.9%という非常に厳しい状況になっていて唖然としたんです。直近データが平成27年ということなので、その後どうなっているかはわからないんですけども、この貴金属製品出荷額全国シェアという成果指標、このパーセントの出し方について、どう計算して出されているのかまずお伺いします。

古屋地域産業振興課長 成果指標51ページの部分では、現況値、平成27年の数値として、シェアとして25.7%と記載してあります。この計算方法でございますが、経済産業省のほうで工業統計調査をしております、その中の貴金属製装身具という項目がございます。そこに都道府県別の数値が載っております、全国の合計出荷額が分母になりまして、分子を山梨県の出荷額の数値を計算しまして、こちらに25.7%と記載してあります。

安本委員 基準年が平成25年で、全国シェア28.3%とあった。それが、目標が平成30年の3割、30%だったんですけれども、平成27年では25.7%。貴金属に対しては非常に厳しい状況も続いていたのでやむを得ないのかなと思うところもあったんですけれども、工業統計表ということであれば、8月に平成29年工業統計表が出ていると思います。この印刷には間に合わなかったかもしれないんですけれども、一番最近に国が発表した数字ではどういうふうになっていますでしょうか。

古屋地域産業振興課長 8月24日公表された数値がございまして、この資料には反映されておりませんが、一番新しい公表値では、シェアといたしまして20.2%となっております。

安本委員 ということは、平成27年は25.7%だったけれども、直近のこの夏発表された数値では2割までシェアが落ち込んだということだと思います。考えられる要因として、例えば全国の出荷額がどうなっているのかという、分母のほうかと思うんですけれども、全国的にはこの出荷額はどのように推移をしているのでしょうか。

古屋地域産業振興課長 全国的な推移でございますけれども、基準年の平成25年につきましては、出荷額の金額で968億9,000万円となっております。それが最新の数値、平成28年では1,166億円になっておりまして、本県の基準年と比べますと20.4%の増となっております。

安本委員 全国的には出荷額が伸びているという中で、本県のほうはシェアが2割まで落ち込んでいるということなんですけれども、分子のほう、県内の推移はどうなっていますか。

古屋地域産業振興課長 県内のお荷額の推移でございますけれども、全国は微増ということで平成28年まで続いておりますが、本県のお荷額については、平成25年が273億円のところ、翌年の平成26年は若干減りまして259億円となっております。また、翌年の平成27年は、これは爆買いの年ではありますが、298億円と115%の増。最新の数値、平成28年につきましては235億円ということで、減少しているところであります。

安本委員 本県内はふえたり、減ったりということですが、全国的には出荷額は増加していると。そういう中でも本県としてはなかなかそれに対応していけないということだと思います。県としては、山梨県製造品出荷額、貴金属製品については全国一のシェアを誇るということでホームページにも出ていますけれども、その足元が少し揺らいできているのかなと思いますけれども、どうふうにご捉えられているのかお伺いします。

古屋地域産業振興課長 昨年でもすけれども、この統計調査が公表されまして、速やかに組合にはその状況を報告させていただいております。理事会等にも出させていただいて、この件について議論を一緒に進めてまいりました。本年度についても、早速理事会等への報告をしたところでありますが、ジュエリーというものが嗜好品ということもありまして、経済の動向や消費の動向も影響したりするんですけれども、そうは言いますが、こういう統計調査を長年使っておりますので、組合と引き続き情報共有はしながら、今後の取り組み等の話し合いもしながら検討してまいりたいと思っています。

安本委員 この統計が、たしか従業員数が10人ということがありまして、それでも、10人以上のこの対象になる事業所数、山梨県の数が減っていると私は承知しています。ですので、山梨県というと、私も県外出身ですけれども、甲府はやはりジュエリーのまちというイメージもすごかったです。そういうところは少し大変な状況になっているのではないかと思います。ぜひ、後継者の問題や、商品開発のデザインの問題、それから、ブランド化も挑戦されていますし、技術の問題もあるのかもしれませんが、全国的にシェアを伸ばしているところもありますので、そういうところは何をやっているのかもいろいろ研究していただきながら、ぜひ県としてもバックアップできる部分についてはしっかりと取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、どのように進められているのかももう一度お伺いして質問を終わります。

古屋地域産業振興課長 業界としましても、ここ数年来、新しい取り組み、それから、工夫、販路開拓等に取り組んでおりますけれども、今後も引き続き、組合の取り組みものに対して支援をしっかりとしてまいりたいと考えております。

(企業立地について)

山田(一)委員 企業立地の分野になると思うんですが、今議会で私も耕作放棄地の質問をさせていただいたんですが、今後企業立地ということになると、やはり広い面積が必要になる。そうすると、山林を開発するか、いわゆる農地に手をつけるということになってくると思うんですが、非常に強い農地法という法律を乗り越えて凌駕する法律がそこに、措置法になるのかわからないんですが、企業立地における、今、山梨県として抱えている、それを乗り越える計画というのかな、特区になるのかちょっとわかりませんが、その全体像をまず教えてもらえませんか。

一瀬企業立地・支援課長 企業立地につきましては、造成済みのいわゆる工業団地ですけれども、今ほとんどない状況になっておりまして、やはりこれを何とかしなければいけないということで、昨年度から市町村の工業団地整備に関する補助制度を導入して、それを推進しているところでございます。今、耕作放棄地というお話が出たんですけれども、その活用ということで申し上げますと、一方ではそういった工業団地を造成することを市町村と一体になって進めるということ、あと、昨年度、地域未来投資促進法という国の法律で県の計画をつくりました。その中で、重点促進区域という区域を指定すれば、すぐというわけではないんですけれども、例えば農振解除のテーブルに着きやすくなるというような制度がございまして、それを今、どういう区域を各市町村がどの地域に設定できるかということ、ヒアリングしているところでございます。

山田（一）委員　そうすると、現行では、この地域未来投資促進法以外には持ち合わせていない、措置法も含めて法律はないという理解でいいですか。

一瀬企業立地・支援課長　その地域未来投資促進法でそういった地域を指定すれば、ほかの、例えば今申しました農地法の関係や、市町村が農耕団地を拡張する上で、その地域と重なってれば、それがやりやすくなるということはありますけれども、今のところは土地規制の軽減という、それぐらいしか思いつきません。

山田（一）委員　今度、地域未来投資促進法に限るんですが、そうすると、エリアとか面積とか指定に当たってはどのような条件があるんですか。

一瀬企業立地・支援課長　条件ということは、特に経産省も指定してないんですけれども、やはり重点促進区域に指定しても、それが例えば広大な農地の真ん中というようなことであれば、農地法に抵触しますから、ある程度農耕団地の脇とか、高速道路沿いとか、そういったところを市町村には検討していただいているところでございます。

（工業団地整備の支援について）

上田委員　今ちょうど、山田委員からの質問にかなり似たところがあるんですけれども、市町村の工業団地整備の支援についてという事業を昨年から県の肝いりでやられていますが、例えば圏央道が開通し、沿線というのは工業団地がすごいですよね。ちょうど茨城県の牛久からこの間ちょうど最後が開通したんですけれども、4年間で79件400ヘクタールが工業団地化されたというデータもあります。一方で、県内、山梨県を見ると、造成済みの事業、要は、提供するような団地がほとんど見られないんです。これ、いただいたんですけれども、工業団地整備に関する支援についてという、この中身をもう少しわかりやすく説明してください。

一瀬企業立地・支援課長　市町村が行う工業団地の整備の補助の中身ということでございますけれども、まず市町村が行います調査です。土地利用規制や権利関係の調査に対する補助が2分の1がございまして。次に、工業団地の整備。工業団地の道路や上下水道、公園などの共有部分ですが、その部分の2分の1の補助です。あと、整備に当たって市町村が金融機関から借りる借入金の利子補給という、3つの内容になってございます。

上田委員　これは新聞の報道でもあったんですけれども、この制度を使われたと思っておりますが、蕪崎市で分譲が行われたというような情報も得ています。蕪崎市で実際問題どのぐらいの規模で、調査もあったと思うんですけれども、あと、基盤整備の補助金として幾らの総額があって、それにどれぐらいの補助を出したのか、具体的に教えていただけますか。

一瀬企業立地・支援課長　蕪崎市の上ノ山穂坂地区工業団地にこの県の補助金を入れさせてもらっています。規模でございまして、第1期工事という既存のものが8.2ヘクタールあるんですが、それにプラスして5.6ヘクタールの広さを5区画整備するものでございます。総事業費が、計画ベースで15億円で、このうち工事費が9億9,000万円となっております。このうち、県からの補助金は、調査費、利子補給を含めまして約1億8,000万円になる予定でございまして。

上田委員 わかりました。それで、今のその話の中で出てきたんですが、基礎調査補助金ですか、聞くところによると、笛吹市と北杜市で調査が予定されているということですが、それ以外にも、今後、県内の市町村でどこか、どういう取り組みになっているのか、具体的にあれば教えてほしいと思います。

一瀬企業立地・支援課長 笛吹市と北杜市以外の市町村ということだと具体的にまだ名前はないんですけども、先ほど山田委員の御質問のときに、重点促進区域のヒアリングをしているということをおっしゃいました。その中で団地整備の意向などを市町村に聞いていたり、または、中部横断自動車道の開通などによって、ほかの高速道路もあるんですが、今後優良な事業地となるような土地を有する市町村に対しては、この制度の活用を働きかけております。

上田委員 南アルプス市のことを言おうと思ったら先に言われてしまいましたが、中部横断自動車道の話です。要は、農耕団地などを整備しようとしても、当然権利関係があって、それをまず整理するのに工事にかかる前にすぐに1年2年かかるんですよ。きっと企業というのは、さあ出たいと思ったら半年ぐらいでどうだという、こういうスピード感を持って来るから、マッチングしない、用意できたときにはもう企業は要らないよというのが実態だと思うんです。そういった意味でいうと、基礎調査というのは、いわゆる時間のかかるものですが、金額的にはそうかからないので、本当に徹底的に、できるかどうかという意向調査とか、まずその調査も全体に進めるべきだと思うんですけども、それについてはどう思いますか。

一瀬企業立地・支援課長 今回のヒアリングの中で、まず整備までは踏み切れないんですけども、調査はやってみませんかというようなことです。その際には、土地の規制関係についても、我々がアドバイスをしながら調査を行ってくださいますというのを積極的に働きかけております。

上田委員 古い話になってしまうんですが、昭和の終わりのころ中央自動車道があいたときに、山梨県は、1人当たりの生産量、または稼ぎの収入、3年連続日本一を記録して、多分四十何位ぐらいのところの順位から十何位まで躍進したんですね。今回また中部横断自動車道がつながってくるということは、経済の活性化ということであるので、そこにまさにつなげるために道路というのはかなり大きな役割があるのであって、ですから、先ほど圏央道の例も言いましたが、そこは徹底的にやらないと、千載一遇のチャンスが今来ているんだと思うんです。

同じ話をしますけれども、茨城県は圏央道が今年、平成28年度末にあいたんですけども、その前の4年間でもう投資して、4年連続日本一の工業立地79社というんですね。そこへいくと、いかにも後手に回っているなというように思っています。県が単独で工業団地というか、これを整備するようなことはやっていないんですよ。

一瀬企業立地・支援課長 単独ではやっておりません。

上田委員 きっと地域によって事情があったり、やはり地元とのおのおの事情の中で整備するということになるから、市町村の応援ということにならざるを得ないのかなと思うし、時代的にもう少しゲリラ的な施設、あまり大きい工業団地を用

意するというのも今の時代じゃない。やはりもっと強力に市町村に対してこうしろ、ああしろと指導していかないと、この時期が県内にとってももったいない。私のところは南アルプス市ですけれども、沿線の活用、県のためにもぜひ、指導という言い方は変ですけれども、よく協議していただいて、そこを盛り立てるような格好にしてやってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

一瀬企業立地・支援課長 委員おっしゃるとおり、市町村に対しましては、この補助金を丁寧に説明しまして、本当に県と一体となって進めていきたいと思いますということで要請してまいるとともに、この制度をもっと使いやすい制度にするよう、市町村から御意見などをいただきまして、検討してまいりたいと思っております。

(県土整備部との連携について)

遠藤委員 6月議会で、中部横断自動車道沿線の企業立地の中で質問させてもらった東九州自動車道へ、たまたま議会の後で現地へ行くことができ思ったことがありました。1つは、インターから5キロメートルも離れている山の中で、工業用地が、記憶の間違いがなければ、122ヘクタール、それが大手企業が入る予定になっているというところがありました。そのほかにも、インターから3キロも離れているんだけれども、大学の跡地ですかね、それを工業地にするんだという、それも一流企業です。それも広大な土地ですね。

インターから離れていても、両方とも私行ったんですけども、ちゃんと2車線ずっと確保できている。山の中の土地でも、本当に道路がちゃんとそこまで2車線確保できていたので、やはりそれは、道路と用地が一体となり開発をしていかないと、企業のほうが進出してくれないと私はそのとき思いました。

道路の、所管が違いますけれども、そういう連携をとってもらいたいと思うんですが、今の現状はいかがでしょうか。

一瀬企業立地・支援課長 先ほど上田委員もおっしゃいましたように、今は企業ニーズに沿って、小さい規模の団地をできる限り、例えば市町村の農耕団地を拡張するような形で進めておりまして、それで先ほどの補助金も創設したという経緯があります。規制をどうクリアするかということは、今もかなり綿密にやっておりますので、そういった面からやりやすくするという意味で団地整備をしていきたいと思っております。

遠藤委員 うちの地元会社が突如操業をやめまして、居抜きでどこか入るんじゃないかという何件か問い合わせがあったようなんですが、やはりインターに近くても、トラックが入らないんですね。やはり再三申し上げますけれども、規制緩和で用地確保も大事なんですけれども、その接道も一緒に一体的に考えていただきたいと思っております。

一瀬企業立地・支援課長 跡地の重要性は認識しておりますので、何とかアクセスがうまくいくように今後検討してまいりたいと思っております。

永井委員長 それでいいんですか。今後、県土整備部とどう連携していくのかということです。

藤巻産業労働部次長 今、遠藤委員の御質問ございましたけれども、県土整備部からは既に企業立地・支援課のほうに課長補佐を1名配置していただいております。また、農政部からも配置しておりまして、各部との連携は彼らを中心に前へ進めてお

ります。よって、道路等につきましては、非常に費用もかかることもございますので時間がかかるところでありますけれども、企業の御要望の方向に向かって県としても努力してまいりたいと考えております。

主な質疑等 農政部

※台風被害状況

質疑

遠藤委員 今の報告ではないんですけれども、台風災害で、JA、経済連、その辺がど
ういう支援をしているか、もしわかっていたら教えていただきたい。

中村農業技術課長 今部長が申したように、県と連携しまして事後対策というようなことを説
明、周知しているところです。それから、補修などお金がかかるようであれば、
近代化資金の活用ということも含めて指導していくところであると思います。

遠藤委員 峡南地域については、桃の枝が折れたということで、今朝もぐるっと回って
きて、やはり細い枝が何本か折れている箇所がございました。改植等で御指導
いただくということで大変に感謝申し上げます。

私もきのう、日曜日ですか、ナスの収穫を少しばかりですけれども、やりま
した。台風が来る前というのは、小さい実までとってしまうということがセオ
リーでありますけれども、そこから先、ナスの棚の倒壊なんていうのもありま
すが、防風ネットを上げるのか、そのまましておくのか。上げれば木のダメ
ージが大きい、下げておけば資材へのダメージが大きい。

それから、桃も、支柱があつてつってますよね。つっているんだけど、あれ
は荷重が下にかからないようにつっているだけであつて、風対策としての、要
するに、備えが確立できていないのではないだろうか。キウイとか西洋梨、
これは追熟をするものだから、台風が来る前に収穫を先にしてしまえば、被害
は少なくなるというようなこともあるんですけれども、今回いろんな方に、農
家の方に聞いてみて、風対策に対する備えが確立できていないような気がいた
しました。その辺、農政部としてどういうお考えがあつて、どういう指導をさ
れているのかお伺いいたします。

中村農業技術課長 ナスの防風ネットでございますが、なかなか難しいんですけれども、防風
ネットを外さないというのがやはり一般的ではないかと思ひます。

それで、今回、ナスで枝が折れたもの、主枝が折れていなければ、切り戻し
をして、甲府盆地の場合11月10日、15日ぐらいまでとれますので、今年、
ナスは非常に高うございますので、月半ばぐらいからとれるのではないかと。

それから、果樹の棚についてつっているというお話がございましたけれども、
確かにそのとおりです。ただ、ブドウなどにしましても1反当たり1.5トン
ぐらいはとれますので、そうなると、かなり重みが出るので、やはりつるとい
うのは必要になってくると思ひます。

答えの半分しかなくなつてないんですけれども、風の対策としましては、今回も
金曜日の朝、JA、市町村等を通じて農家のほうに周知をさせていただきました
けれども、ハウスなどで危ないようなところについては、できる限りついた
て等で補強してくださいと、こういうようなことを周知させていただいたと
ころでございます。

遠藤委員 そうということで、今後、風対策を研究していただきたいなと思ひました。

中村農業技術課長 早急に検討して、周知をしたいと思ひます。

安本委員 第1報でこれだけ被害の状況があるということで、まだこれからわかってくれば、かなりの被害なのかなと思うところです。第1報ということですから、ぜひ引き続き、また議員や委員会のほうにも報告をお願いしたいと思えます。それから、被害に遭われた方の県の相談窓口にも、規模にもよると思いますが、どこへ相談したらいいのかというようなこともホームページ上で掲載をしていただければ、私たちが相談を受ければ、ここに相談してくださいと言えるので、そういう広報もお願いしたいと思えます。

中村農業技術課長 相談窓口につきましては、4つあります農務事務所の支援課のほうで対応していきたいと思えます。ホームページにつきましては、ホームページ上でも掲載ができるようにしていきたいと思えます。

安本委員 お願いします。

※所管事項

質疑

(耕作放棄地について)

山田(一)委員 今回耕作放棄地について本会議で質問させてもらいましたが、先ほどの企業立地の分野から、地域未来投資促進法の関係ですが、やはり地域によって今後企業立地をしていくということがある中で、もちろんこれは市町村の合意が必要なんです、その重点区域になった場合、特に農業委員会の関係なんです、どういう状況のルールのもとに農振を解除していくのか。仮の話で申しわけないんですけど、もし基準をお持ちであれば、それを教えていただきたいと。

上野農村振興課長 農振の除外ということでございますけれども、一般的には、企業の立地にかかわらず、一般の個人住宅のような開発も含めて、法に定めがございます除外の基準、そこに沿うものをまずは地元の市町村、農業委員会で審査をしていただいた上で、県に御相談をいただくという流れになってございます。

山田(一)委員 あえて私が促進法についてと言っているんだから、そんな一般的な話は我々も知っていますから、促進法に基づいたところはどういう基準で解除していくのか、外していくのかを聞いている。そこをお答えください。

上野農村振興課長 地域未来投資促進法につきましては産業労働部のほうで所管してございまして、今後企業誘致を図っていきたいという業種を選定してやっておりますけれども、農政部とすれば、優良農地への立地ということになりますと周辺の農業に及ぼす影響も出てまいりますので、用地選定については、あらかじめ関係の部署と十分に調整をして、判断をしていくということになります。この地域未来投資促進法に限っての特段の除外の基準は現状ございません。

山田(一)委員 確かにそうなのでしょうが、現実には県が進めて、雇用創出などの部分、それから、優良農地、いわゆる一種農地であっても、現実には耕作放棄地が多くなって、一部は明野のようにああいう大きな大規模なトマト農園をつくったりしていきますが、現実にはそういうところが大分散見しているわけですから、市町村がここを重点地域ともし決めていけば、何らかのやはり基準を農業委員

会なり県が指導して方針を決めていくという必要が近い将来迫られると思うわけですので、その辺についての基準があれば教えてくれという言い方ですから、もし間に合わなければ、今から検討しますということになる。

もちろん現実にはもう耕作放棄地になっていてということが前提です。であれば、やはり農地が耕作放棄地も困りますし、当然、工業団地、工業用地になっていけば、固定資産税も入ってくるということで、市町村にとっては将来的には非常に大きなメリットを持ってくることでもあるので、そこで今度は、せっかくその促進法がありながら、その部分を今度は農業委員会の分野でまた制限をしていくということになると、行政がミスマッチしていくというね。今、上田委員も含めて私も質問したんだけど、今後中部横断自動車道ができた場合、甲斐市の北部や、あるいは沿線というのはそういう可能性の非常にポテンシャルの高い地域になるし、むしろ遅いくらいだと私も思っているの、そこで改めてその件についてお聞きいたします。

上野農村振興課長 促進法につきましては、委員御指摘のとおり、今後の遊休農地の活用対策という意味でも可能性のあるお話だとは承知をしております。関係部署と十分に、お話が出た段階で、個別の事案につきましては、法令等に照らして御相談を申し上げたいと考えてございます。

(リニア新幹線の用地買収と農地と農業の関係について)

望月委員 リニア新幹線の用地買収と農地と農業の関係について幾つかお聞かせいただければと思います。2027年のリニア開通に向けて、用地事務所により用地買収が進んでいるということでございます。御承知のとおり、東京圏は大深度地下ということで地下を通っていく。でも、我が山梨においては、明かり区間ということで地上を走る区間が多くなっていく。その中で、農地という部分が進路上にひっかかってくると思うんですが、まず農地を守っていくという観点の中で、リニア新幹線の用地としてどれぐらいの面積が山梨県内において対象になるのか、わかりましたらお聞かせください。

上野農村振興課長 沿線の農地の規模は、今現在把握してございません。

望月委員 農政部の方に言うのは釈迦に説法なんです、桃クリ3年柿8年といいます。2027年ということでございます。もう9年しかありません。そこで、リニアでとられる農地、これ、山間部の遊休農地ではありませんよ。優良農地ですから、そこをどれぐらいとられるかというのを把握していないというのは、これはまずいんじゃないかなと思います、そのことについて一度お答えください。

上野農村振興課長 総数については把握してございませんけれども、個別で農地が改廃になるということで代替地をお求めになるというところは、リニアの用地事務所等からもお話は伺ってございます。そういった場合につきましては、営農に支障がないように、地元の市町村、農業委員会、県の関係部署と調整をしながら、今御相談に応じているところでございます。

望月委員 ちょっと視点を変えます。JR側が用地を取得していくということなんですが、農地というのは、JRは民間団体ですよ。農地というのは、民間団体であろうが何であろうが農地法の規制がかかってくるということなんですが、その辺の取得における法令の根拠はどのようになっているのでしょうか。

上野農村振興課長 リニアの鉄道施設につきましては、農振法及び農地法の法令におきまして、非常に公共性が高い施設ということで特例が認められておりまして、農振法も農地法も許可が要らないという取り扱いで処理できるということになってございます。

望月委員 おそらく農地法の権利移動の制限の中の3条のただし書きのところだと思いますが、そういった形でリニアは鉄道が通るときに手続が要らない。しかし、そこで移転を余儀なくされた方々の手続というのが今、地域で非常に不安の声が上がっているということなんです。例えばその沿線上に家がある。しかし、隣に農地がある。沿線で家をとられてしまう。隣の農地に自宅を建てたい。しかし、農地法、農振除外の関係でそれがいつになるかわからない、どうなるかわからないという不安の声が私のほうに入ってきております。

地域はやはり人口減少対策、各市町村、農地を持っているのは山間部のほうがおそらく多いと思うんです。統計がないと言ったんですけど、山間部のほうが多い。ですから、過疎になりかけている地域のほうが多いんです。その方々は仕方なく、甲府にある息子のところに移転しなければいけない、農業やめてしまわなければいけないというような、こんな声も聞かれます。その辺について、所見のほうを聞かせてください。

上野農村振興課長 今委員御指摘の個別案件の移転先のお話でございしますが、農地が農振のいわゆる農用地に該当するという場合につきましては、先ほど来御答弁させていただいていますように、法令に基づいた要件を満たした土地という、従来の手続が必要になってまいります。ただ、今、具体的には出先の農務事務所でいろいろ御相談には応じておりますけれども、今、ぽつぽつと個別の案件の御相談が出てきていると私ども承知をしておりますので、ぜひ地元の、まずは該当の市、町、農業委員会と十分に御相談しながら対応してまいりたいと考えてございます。

望月委員 耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図るという、国民に対する食料の安全供給の確保に資することというのが農地法の目的なんです。このままいくと、おそらく優良農地と言われる部分で耕作をしている方々が、農業をやめてしまったりか、農業生産高が下がってしまうような懸念もあるような気がします。

実例として1カ所、うちの富士川町でラ・フランスの栽培をしている方がいて、県の農業賞なども取られた方なんです。その方がちょうどリニアの用地によって農地をとられてしまうということだったんですが、その後のラ・フランスの栽培、それに向けた取り組みというのは全然見えてこないという声が聞かれました。同じような案件があるとは思いますが、どれぐらいそういう声が今、農政部のほうに寄せられているのか、もしわかったらお聞かせください。

上野農村振興課長 今、農業の営農上必要な農地の代替というお話につきましては出先のほうに確認はしておりますが、まだ個別具体のお話は出てきていないと聞いてございます。一部、住宅の移転のお話とかそういったものは二、三お話が来ているということは聞いておりますが、農地のかわりの代替というものはまだそれほど現場の方は動きがないと承知をしております。

望月委員

くどいようで申しわけないんですが、今やらないと農業という部分は守っていけないということ、それと、これは多分リニアの用地取得においておそらく日本でも先進事例になってくる部分だと思います。当然、東京からずっと工事していくわけですから、名古屋まで行く。そこで都市部の問題点ではなく、我々山梨の独自の問題点になってくると思うんです。このことについてしっかり声を上げなければいけないとは思っておりますが、先ほど、データがない、それと、ぽつぽつと出ているということでは間に合わないと思いますが、部局間連携というか、当然リニア交通局との連携、その対応が必要になってくると思いますが、今状況はどんな状況なんでしょうか。

上野農村振興課長 部局連携につきましては、当然リニア交通局をはじめとしまして、いろいろな開発行為が関係しますと県土整備部のまちづくりのお話とかいろいろございます。他方、駅の周辺ですと、総合政策部の話もございますので、今、関係部署とは逐次連絡調整をしながら進めておりますので、引き続き、庁内で十分連携を図る中で対応してまいりたいと考えてございます。

望月委員

先ほど山田一功委員からあったとおり、企業立地については、地域未来投資促進法で転用が可能ということなんですが、今回のリニアの場合こそ、時限立法でも構いません。そして、条例制定でも構いません。しっかりと農家を守っていく、優良農地を確保していく、そして、スムーズに農地転用でとられる農地の栽培の収穫量を守っていかなければいけないということだと思います。その辺について、法整備や条例整備を見すえた形の取り組みということ、これを絶対やっていかなければいけないと思うんですが、所見のほういただけますでしょうか。

上野農村振興課長 法律は、やはり抜本的な改正というのは県ではなかなか難しいところがございます。今委員御指摘の条例という話もございませぬけれども、現状、十分精査をする中で、私ども研究を進めてまいりたいと考えております。

望月委員

この辺でやめておきますけれども、農政部のほうを応援する意味で私は質問させていただいたつもりではいるんですが、ぜひ沿線住民で、先ほどの例は声を上げられる方でした。しかし、声を上げられない高齢者の方、そして、声なき声、地域の不安という部分、そこは農政部のセクションだけではなく、県全体の人口減少しかり、担い手不足しかり、そういったことにつながってくると思うんです。ですから、このことをただ委員会の1つの質問と捉えず、ぜひ大いに議論していただいて、そういう方々の救済措置をしっかりと、現場任せではなくてやっていただけてほしいんです。あと、数字も、先ほどわからないと言った数字を、後ほどでいいので、上げていただきたいと思うんですが、そのことについて、部長、最後、答弁いただけますか。

三井農政部長

農振、農転というのは、開発と農地を守ると両方にいつも裏腹なことがございます。県もしっかりと開発したり、地域振興しなければいけない部分と、農地を守らなければならないという、それは市町村も同じことだと思いますが、いつも大きな課題だと思っております。

今議論になっておりますリニアの用地につきましては、まず一義的には、用地買収を担っているリニア交通局の用地事務所のほうが農家の方と直接お話をしているわけではございますが、我々農政部としても、そういった農家の方々の実情によく連携をとって寄り添うような形でうまく回っていくように

頑張っていきたいと思います。

また、先ほどの数値につきましては、改めて御報告のほうさせていただくということで御勘弁いただきたいと思います。

(農業用廃プラスチックについて)

遠藤委員

農業用廃プラスチックの件で、指定管理施設・出資法人調査特別委員会の農業用廃プラスチック処理センターの質疑の中で、中国の廃プラの輸入が禁止になったということで、農業用プラスチックの処理にどういう影響があるのかという質問をさせてもらったら、そのときは特に影響はないというお答えでした。最近の報道によりますと、どうも一義的にはそうではないんでしょうけれども、風が吹けばおけ屋がもうかるの理論で、業者のコストが上がると扱う業者がだんだん少なくなってしまって、最終的には廃プラの処理が困るんだという話が出ております。

農業の反収を上げていくというのは、早生栽培あるいは促成栽培あるいは抑制栽培というふうに農業用プラスチックを必要とすると思いますし、今後も農業用廃プラスチックの処理については必要だと思うので、その辺、今、状況がわかっていたら教えていただきたいなと思います。

中込果樹・6次産業振興課長 委員御指摘のとおり、中国の状況という部分がありますので、これは業者と毎年打ち合わせをしておりますので、その打ち合わせをしながら、十分状況を確認して、それに対応できるように取り組んでいきたいと思います。

遠藤委員

廃プラに関しては所管が多分森林環境部のほうになるんだと思うので、その辺としっかり連携をとってもらって対応していただきたいと思います。

中込果樹・6次産業振興課長 連携をとって対応させていただきたいと思います。

(休 憩)

(農作業事故について)

山田(七)委員 今月は、農作業安全推進月間という形の中で、農作業に関する事故というのを結構耳にします。韮崎でも農作業中にお亡くなりになった方がいるんですけども、今年になって死亡事故や重大事故がどのぐらいあったのか、またここ二、三年でいいですので、そういう事故の推移を教えてください。

中村農業技術課長 農作業事故は、今年平成30年に入りまして、6名お亡くなりになっております。昨年につきましては10名お亡くなりになっております。

山田(七)委員 この6名と10名なんですけれども、この山梨には、米、野菜、果樹とあるんですけども、どういう種別で、どういう作業中に事故に遭ってお亡くなりになったのかわかりますか。

中村農業技術課長 今年につきましては、トラクターが2名、それから、農薬散布中など農作業の方が残りです。最近の傾向としまして、果樹の高所作業車、昇降機というんですけども、その昇降機で去年は、10名のうち4名お亡くなりになっております。

山田(七)委員 私も建設業をやっているんですけど、建設の場合、以前から、ものすごい危険な作

業という形の中で、事業所の中でしっかりと安全衛生活動をやったり、労働基準監督署がパトロールに来ていろいろな指摘をし、事故は減ってきています。労基署的な役割を担うのはJ Aじゃないかなと私は思うんですけども、農業の安全等の作業に関して、農協などがパトロールをやったり、安全衛生体制というのはどうなっているのか教えてください。

中村農業技術課長 例年、事故が多くなる前、今年でいいますと、6月ぐらいから多くなっておりまして、5月の末の段階で、中央会と会議を持ちまして、J Aを通じて、農作業の安全、例えばトラクターでいえば、シートベルトなど。あと、先ほど申しました昇降機。一度おりてから動けば問題ないのに、上に上がったまま以前のものは動くんだそうです。そういうことがないように指導しております。なお、去年は10月、11月で5名お亡くなりになっているということで、議会中ではございましたが、先週の金曜日にまた中央会と打ち合わせを持ちまして、周知徹底を図ったところでございます。

それから、農家の方に呼びかけということで、去年から公用車にスピーカーがついているものがございますので、そういうので巡回、農作業の安全、気をつけてください、熱中症対策、気をつけてくださいという広報も今年度15回ほど農政部のほうでやっております。

山田（七）委員 最後になるんですけども、いずれにしましてもこれからどんどん高齢化が進んでいく、また新規の農家の就農を進めていかななくてはならない。今年は、十何年かぶりに生産額が1,000億円を超えたという中で、農業に関して持続可能な環境づくりをしていかなければならないと思うんです。きょうたまたま車で私来るときにラジオで、農作業の安全推進月間ということで、いろいろな放送で安全を呼びかけているとは思いますが、今後こういう事故がなくなるために安全対策の強化はしていかなければならないんですけども、その辺の対策をもう一度伺いいたします。

中村農業技術課長 次年度も、今年度もあるわけですが、引き続き今年度以上の広報活動、それから、J Aを通じました周知活動、そういうようなことを進めていきたいと思っております。

山田（七）委員 ぜひともよろしく申し上げます。

主な質疑等 エネルギー局・企業局

※台風被害状況

質疑

山田（七）委員 太陽光パネルの被害について御質問させていただきます。今回被害がなかったということで本当によかったと思うのですが、西日本の豪雨の際には、太陽光パネルが流出して、かなりの被害をこうむったと。太陽光パネルは、聞くところによると、流出して線が切れたりしても、光が当たれば発電し続けるという中で、漏電とかそういう災害には非常に危ないパネルだということを私も聞いています。今回被害がないというような市町村の報告があったのですが、被害があるかないかということを活用する太陽光パネルの県内にある面積はどのぐらいあるのか、県では把握しているのでしょうか。

内藤エネルギー政策課長 件数につきましては把握をしているところですが、面積につきましては、直接の回答にならないかもしれませんが、1メガ以上のメガソーラーが、現在稼働済みということで57件ございます。おおむね1メガ当たりに換算しまして1.5ヘクタールから2ヘクタールを超えるぐらいの面積が必要でございます。出力でいきますと9万9,000キロワットほどの出力がございますので、150ヘクタール、さらにそれ以上になるかと思えます。メガソーラーの部分だけですが、お答えをさせていただきました。

山田（七）委員 被害があった場合の適切な対応というのはどういう対応のことをいうのでしょうか。

内藤エネルギー政策課長 まずは被害を確認しましたら、先ほど委員御指摘のように、パネルが生きている限りは発電等をしており、その部分は危険でありますので、近づかないような対策をとるとともに、近づいてはいけない旨も周知をする。そして、壊れました部分については、適切に修繕をするように市町村等から指導をするということでございます。

山田（七）委員 破損したパネルを多分そのまままた設置するなんていうことはできないと思うので、当然廃棄処分、再設置にしても当然金銭がかかるわけですよね。その金銭というのは誰が負担するのか教えてください。

内藤エネルギー政策課長 費用につきましては、基本的には、設置事業者が負担をするものがございます。現在、廃棄等につきましては費用の積み立てが義務づけられております。途中、修繕ということになりますと、その経費とは違う部分になるかと思えますけれども、負担は事業者の負担で行うものがございます。

山田（七）委員 廃棄に関しましては、事業者が積み立てをしているというような話ですが、適切に積み立てられているかどうかというのは、県は把握しているのでしょうか。

内藤エネルギー政策課長 県のほうでは直接的には把握しておりません。また、現状では、国への報告につきましても、適切に積み立てをしているかどうかという細かい部分までは報告がございません。国が行ったアンケートによりますと、なかなか

積み立てまで行う業者は少ないということがございまして、国ではこのたび、毎年の報告に、計画のときに決めました積み立ての計画と、それに対する現状を報告させるという制度を導入したところであります。さらに、私どもが求めております第三者機関等において、一定の積み立てがちゃんと確保される仕組みについても、本年度中をめどに検討をするという方向性を国で出しておるところでございます。

山田（七）委員 最後になりますけれども、いずれにしても、積み立てであるかどうかというようなものの把握が今まだされていないという中で、いつ起こるかわからない災害に対して、もし太陽光パネルが破損して流出した場合、やり逃げと言ったらおかしいですけれども、そういう状況になってきて、結局地域の住民の人たちが迷惑を被るといような形になってくると思いますので、今後は県も力を入れて、設置業者にしっかりと積み立てがしてあるのか、もし廃棄するなどしたときに、その積み立てによってちゃんと適正に処分されるのかというのもぜひとも求めていただきたいと思うのですけれども、その辺もう一度お願いいたします。

内藤エネルギー政策課長 国への報告の制度ができたところでございますので、その制度の状況等について国から開示等があるかと思っておりますので、そういった部分を活用しながら、私どもとすれば、既存の太陽光発電施設について、災害のある・なしにかかわらず、適切に設置をされているかということも確認をしながら対応を進めてまいりたいと思っております。

山田（七）委員 よろしく申し上げます。

※所管事項

質疑

（家庭用太陽光発電について）

山田（一）委員 先ほどの山田（七）委員が質問した内容にちょっと関連するのですが、エネルギー局も、太陽光発電を大分進めてきた経過もある中で、いよいよ各家庭が10年の期限が来て、廃棄とかそういう問題が起こってきています。それに関してやはりエネルギー局も、そういう周知というか、例えばホームページに入ったら、太陽光の耐用年数を過ぎた後の廃棄についてはこういう手続で流れるよというような、そういう誘導というか、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

内藤エネルギー政策課長 委員御指摘のとおり、現在のFIT制度の前の余剰電力買取制度のときから電力を発電業者に売っている住宅等につきましては、来年の11月以降、買い取り期間が終わるところでございます。これへの対応につきましては、現在国の専門委員会等でも方針がございまして、まず買い取りの制度が終了するということの周知をしっかりとすること、そして、その後について、実際に自家消費とするのか、事業者に売電をするのかという選択肢をしっかりと明らかにすること、それから、電力を売る場合には、さまざまな電力事業者から買い取りのプランがあるというようなこともしっかりと国や事業者が周知をしますので、県もそれに伴い、一緒に周知を図っていきたいと思っております。

山田（一）委員 一応各事業者なり家庭が積み立てといっても、それは把握のしようが多分ないと思いますが、現実には、導入当初は大分コストもかかったものなので、多分積み立てまで回らなかったということがあったり、このまま放置されてまた山林に遺棄されるというか、いわゆる捨てられても困る。今後いずれそういう事態が想定されると思います。なので、そういうシステムをやはりエネルギー局でも考えていく。

それはどういうことを言っているかというのと、例えば費用がない人に関しては、幾らかの貸し付けの制度をつくるか、補助金をこの時点で出す必要があるかどうかはともかく、そういうことで誘導していくとか、適正なライン、廃棄のラインに乗せるということが非常に大事なことだと思うんです。投棄されて、それを行政代位執行じゃないけれども、また県が結局負担してそれをやるということになれば、二重、三重にね。それだったら、今の時点でこういうシステムをつくっておくほうが私はいいと思うので、今後そういう廃棄のスキームをつくっておく必要があると思うのですが、御所見を伺います。

内藤エネルギー政策課長 先ほど少し説明が不足しておりましたけれども、まず県としましては、太陽光発電につきましては自立・分散型で、災害にも強いということもございまして、まずはいわゆる自家消費に使っていただきたいという考えを持っているところでございます。事情により、10年とは言いませんが、さらに先に進むにつれて老朽化をする、それから、撤去するという方も中にはいらっしゃると思いますけれども、その部分についてはきちんと撤去なり廃棄ができるような仕組みを国のほうでも考えると思いますので、それを参考に、あわせて山梨県としても研究をしながら努力をしていきたいと思っております。

(米倉山の太陽光パネルについて)

山田（一）委員 今度、同じ太陽光のことですが、ちょっと違った質問です。このたびというか、米倉山で事故というんですか、調子が悪いパネルが発火してしまったと。それを入れかえをしたというか、差しかえをしたというニュースというか新聞記事を見たんですが、それはちょっと違うシステムなのか、どこにそういう原因があったのか、詳しく説明してもらえますか。

平井企業局電気課長 米倉山の太陽光パネルにつきましては、薄型のシートタイプでございまして、通常ですとコンクリートの壁面にぴったりとくっつけて設置するものでございまして、こういったのり面にも適用できるのではないかというメーカーの推奨もございまして設置したものでございます。

損傷に至った原因が、いわゆるそういった場所につけて、上の面は太陽に曝露されておりますので、温度変化が激しくて伸縮を繰り返す。一方、下のほうは、土とのすき間がございまして、非常に高温多湿になってしまう。したがって、伸縮で膜がはがれかげんになったところに高温になった水蒸気がございまして、そこから水分が侵入して、電流の通過する穴をふさいでしまったと。一部の穴に集中しますので、そこから温度が高くなって焼けたものでございます。

そういう場所に設置したケースは非常にレアなケースでございまして、当該設備のメーカーですと米倉山1件のみということでございまして、ほかには影響がないということでございます。企業局としましては、当然メーカーのほうももう製造していないという現実がございまして、撤去に向けた検討を現在行っております。本日の報告にもございましたように、壊れ、ふぐあい不起

きたものについては、やはり太陽光に当たると電圧が出てしまいますので、シート等で遮光をするとといった養生をしていくということでございます。

山田（一）委員　今話を聞くと、それは重大な問題かなと。であれば、面積や、それまでにかけた費用がもう既に例えば償却するぐらいものを回収したとか、やはりそういうところの説明も必要かと思いますが、その辺についてはどうなんでしょうか。

平井企業局電気課長　これにつきましても、そのふぐあいに至った原因が、設備の管理者にもない、また施工した事業者にもないということでございますので、推奨したメーカーのほうで、F I T期間における収益について、金銭補償なりということで話を進めてまいりたいと考えております。

山田（一）委員　もうちょっと丁寧にやはり説明してもらいたいです。聞かないから言わないんじゃないくて、全体の容量の例えば3分の1がそのパネルでしたとか、やはりもうちょっと全体像を、小出しにあんまりしてほしくない。ざっくり、全体の10分の1でしたと、そんな何枚なんていう枚数は言われても困るから、総電力に対する大体10%ぐらいの出力でしたとか、そういう全体の中で、逸失利益については今後メーカーが負担していくというようなこういう答えじゃないと、何か途切れ途切れに質問したところしか答えてくれないので、もうちょっと全体像からもう一度一から答え直してください。

平井企業局電気課長　米倉山の実証用太陽光発電設備につきましては、容量が1,000キロワットでございます。そのうち、シートタイプのものが約50キロワットということでございます。

山田（一）委員　20分の1。

平井企業局電気課長　20分の1、5%でございます。電力貯蔵の実証試験につきましては、残りの950キロワットで十分継続ができますので、この50キロワットについてはほかに代替する品物もございませんので、これは撤去していくということでございます。以降3年半を過ぎておりますので、F I Tに基づく収入によりまして実証試験のほうを進めていく予定でございますので、残りの期間についての50キロワット部分で得られる収益については、これは補償していただくということで交渉のほうをしてまいりたいと考えております。

山田（一）委員　交渉をしていくという、だんだんそういう話になっていく。もちろん県としては、企業局としてはそう答えざるを得ないと思うんですけども、その契約の間にどちらに瑕疵があったかわかりませんが、メーカーが例えばそのうちの50%はオーケーだよ、でも、100はちょっとというんですか、その感触というのはどういう状況にあるんですか。

平井企業局電気課長　責任につきましてはメーカーのほうも認めておりますので、これにつきましては100%メーカーのほうで補償をいただくということで、それなりの感触を得ながら交渉を行っている最中でございます。

（環境家計簿アプリについて）

安本委員　地球温暖化対策先進県への取り組みについてお伺いしたいと思います。本会議でも質問、答弁ありました。今年の夏は猛暑というよりも酷暑で、気温が摂

氏40度になるということで、テレビのニュースも、家庭でのエアコンはためらわずに使用するようというふうなこともございましたし、また、外に出ては危険な暑さです、外出を控えるようというふうな報道もありまして、クールシェアという取り組みも今年はほとんど聞かなかったところです。

去年は、アメリカがパリ協定から脱退するというような残念なニュースもあって、地球温暖化対策は少しトーンダウンしたのかなと思いがらいたところですが、本会議の質疑を聞きながら、やはり大事なことだなど。答弁は、家庭系のCO2削減、県民の皆さんにお願いする部分でございましたけれども、粘り強く県としても県民の皆さんに協力をお願いしているのだと思いがら聞いておりました。

そこで、その答弁の内容についてもう少しお伺いしたいと思います。1つは、環境家計簿アプリを10月から導入するという答弁でした。紙ベースのもの、パソコンのソフトみたいなものも今までさまざま試みてこられたと思うのですが、今回の環境家計簿アプリは、いつからどのようなもので開始されるのか、もう始まったのかな、概要についてお伺いしたいと思います。

内藤エネルギー政策課長 環境家計簿アプリについてでございます。環境家計簿アプリは、実際はパソコンでもできますけれども、スマホなどで電気やガス、水道など、家庭で使ったエネルギーの量を入力するだけで、二酸化炭素の排出量が即座に計算できまして、簡単にグラフ等で見える化をすることができるアプリでございます。

安本委員

きょうから始まっていると思えますけれども、きのうもうダウンロードできるということで、私もダウンロードしました。入力、電気やガスとか、我が家に通知される使用量の数字を入力すればいい、また、ガソリンも購入するリッターを入れればいいだけなので、入力は容易かなと思えました。今までなかなか、私も議会で訴えてきたので試みようという思いはあったんですけども、すぐフィードバックがないと、自分がやったことが一体どれだけCO2の削減につながるのかということがすぐ返ってきませんでしたので長続きしなかったんですけども、入力すれば即座に、自分が取り組んだCO2の削減がどれぐらいと量が出てくるということはいいいことだと思います。

もう一つは、できれば、一生懸命頑張ってやった人には何かインセンティブみたいなものが欲しいなと思うのですけれども、そういったところはいかがでしょうか。

内藤エネルギー政策課長 委員御指摘のように、過去との比較、それから、他人との比較ということができるということで、それが1つのインセンティブというか、取り組みを促進するものだと考えておりますけれども、さらに何かインセンティブをという御質問でございます。実際にアプリでは、地球温暖化防止の取り組みに応じてポイントを付与する仕組みを設けておりまして、ポイントの獲得の上位者にはプレゼントが当たるようなチャンスも設けるようにしております。またさらに、ポイントということにはなりませんけれども、実際に省エネのクイズ等も出すことによって、楽しみながら、毎日画面を見たくなくなって取り組みを継続できるような仕組みということで考えております。

安本委員

全ての人というのなかなか難しいかもしれないんですけども、私もアプリの中で、甲府市のごみを捨てる日にごみのアプリとか、それから、子育て応援アプリとかいろいろなものを入れてありまして、通知が来るようになって

いますので、ぜひPRをしっかりとっていただき、普及して、県民の皆さんが取り組んでくださるようお願いをしたいと思います。

(地球温暖化防止活動推進員について)

もう一つは、地球温暖化防止活動推進員等の交流会や情報交換会という話がありました。まず、この地球温暖化防止活動推進員というのはどういう制度なのかお伺いします。

内藤エネルギー政策課長 推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律、温対法とっておりますけれども、これに基づきまして、都道府県の知事が、県民の地球温暖化防止に関する認識を深めていただき、実践活動を促して実際に取り組んでもらうために委嘱をすることができる仕組みとなっております。本県では各市町村で少なくとも2名以上ということで委嘱をしているところでございます。

そして、住民の理解を深める取り組みをしていただくということで、市町村等のイベントに出向いていただいたり、学校等や地域の講座等で講師をしていただくなど、さまざまな活動に取り組んでいただいております。

安本委員 この委員の方は任期があると思うのですが、現任期の委員は何人の方をお願いされているのでしょうか。また、任期は何年ですか。

内藤エネルギー政策課長 地球温暖化防止活動推進員の任期は2年でございます。昨年委嘱をしましたので、昨年度、今年度の任期となっております。現任期では136名を委嘱しております。

安本委員 私、過去に委嘱を受けて活動されていた推進員の方から相談を受けたのですが、この2年間一生懸命活動したけれども、任期が終わった後、何の連絡も来なくて、情報提供もなくて寂しいというような声も伺いました。今回、交流会とか情報交換会をされるということで、もし可能であれば、過去の方にも来ていただいて、最近の地球温暖化対策に対するいろいろな情報提供、意見交換、取り組みの紹介発表もされるのかもしれませんが、声をかけて、案内をしてあげていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

内藤エネルギー政策課長 過去に地球温暖化防止活動推進員を経験された方々は、温暖化防止活動の推進にとって非常に重要な役割を果たしていただけているものと思っております。活動をそのまま継続していただくことが非常に大切でございます。なかなか活動しにくいというお話もございましたので、私も来年度から行います交流会、情報交換会等の場に過去の経験者等も積極的に呼びまして、最近の情報や取り組み等についてお知りいただき、地域や周囲の方にぜひその活動を広めていただきたいと思います。

安本委員 ぜひよろしくお願ひします。

(気候変動イニシアティブについて)

最後に、答弁の最後にありましたけれども、今年7月に設立された気候変動イニシアティブ、JC Iというのだそうですけれども、本県が参加されたということです。調べてみるとこれは非常に先進的なもので、大きな企業とか自治体、それから、NPO、発足時100社程度だったと承知しておりますけれども、山梨県も率先してこれに参加されたということです。このJC Iの組織の

概要と、本県が参加された意気込みをお伺いしたいと思います。

内藤エネルギー政策課長 気候変動イニシアティブにつきましては、本県では9月26日に参加したところですが、都道府県として7番目の参加になるかと思います。9月11日現在では、発足当初105団体であった団体が205団体となっております。その広がり是非常に急速であると考えております。

委員おっしゃるように、地球温暖化に対して積極的な取り組みをする企業等が集まり、まずはみずからの取り組みを推進すること、それぞれ情報交換等をして取り組みを加速すること、そして、民間、それから、自治体の取り組みによって政府の取り組みをも後押しをするという形を目標に掲げておりますので、本県としてもCO2ゼロやまなしを掲げており、これに参加することで、本県の取り組みもPRをしながら、先進的な取り組みの情報をキャッチしまして、本県自身、それから、本県の企業等の取り組みにフィードバックして生かしていければと考えているところでございます。

主な質疑等 観光部

※所管事項

質疑

(キャッシュレス化への対応について)

遠藤委員

外国人観光客の増加に伴って、本会議の中でも議論がありましたけれども、客単価が下がっている。また、都心部に比べて県内観光が少ないのではないかとありますが、最近の、これは日経新聞の9月29日ですね、富士急とテンセント、JR九州とアリババ、これはどういうことかということ、スマホ決済を導入したということなんですが、日本の商取引というのは、今、キャッシュレスをしたいという流れになっているんですけども、ただ、現金の信頼度は高く、日本の国内の中では現金が主流になっているんですけども、外国人観光客の客単価のコストを上げるとなれば、やはりカード決済あるいはスマホ決済、電子決済のほうに移行していく必要があるのではないかと思います。

県内の観光地の決済状況をどの程度把握しているのかお伺いいたします。

古谷観光企画課長 キャッシュレス化への対応についてという御質問かと思えます。まず国では、現行、日本人について2割ぐらい、これを4割に上げていきたいと。そして、中国人観光客に代表されるように、先ほどおっしゃいましたアリババ、アリペイとか、あるいはテンセントでウィーチャットペイというような、QRコードをかざして決済できるというような仕組みが浸透している国からのお客さんへの対応が課題であると承知しております。

県内の状況をきっちり把握しているわけではございませんけれども、富士北麓を中心に、例えば富士急ハイランドや、忍野へ行ってみても、どちらもウィーチャットペイもアリペイも備えてあるといったような状況もございます。ただ、県内全体で見れば、やはり多く中国人観光客が来ているような観光地以外はまだまだこれからかなというような状況でございます。

遠藤委員

大手資本があれば、いろいろ情報もありますでしょうし、資本も投じられるということがあるんですけども、やはり中小、零細がそういうところは弱い部分もあるので、今後の方向性として、客単価を上げる1つの手段として、県内全域でキャッシュレス化の推進に取り組んでいく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

古谷観光企画課長 現在、やまなし観光推進計画の新たな策定を行っているところでございますけれども、その中の検討委員会の中でも、銀行協会などから、キャッシュレス化への対応というのが客単価を上げていく上で非常に重要な課題であるというような御意見もいただいているところでございます。県とすれば、新たな計画を策定する中で、そういったキャッシュレス化への対応支援についても検討してまいりたいと考えております。

遠藤委員

もう既に課題として上がっているということなので、ぜひ早い推進でお願いしたいと思います。今後の計画についてはいかがでしょうか。

古谷観光企画課長 既に民間企業、銀行あるいは証券業界では、国の流れと合わせて動き出しているところもございます。県としてもこれに合わせて、どこまでできるかというのはこれからの課題でございますけれども、官民協働しながらこの動きに

対応できればと考えております。

(観光商品について)

山田（一）委員 私、本会議でも質問もさせていただいたんですが、この委員会で北九州産業観光センターに行ったときに、北九州の商工会議所と市、それから、北九州市の観光協会の3者が本当にタイアップして、こんなにうまく、これは人的な要素が大きいんだろうと思うんですが、新三大夜景、そういうものも含めてツアー造成をしているんですけども、もしかして観光企画課でやっているのかもしれないけれども、私たちはそんなことさえも知らないのだから何かすごく新鮮だったんですね。

やまなし観光推進機構がやるのか、こちらの県でやるのかわからないんですが、インバウンドも見ると、もう山梨は、富士山見て、山梨泊まって、また東京へというので、山梨にまるまる24時間いないんですね。なので、丸ごと山梨というような、夜景を見て、もう1日、つまり、1泊2日は山梨にいるようなツアー造成とか、そういう企画物って、申しわけないけど、名古屋行って観光キャンペーンやったとかそんな単発なものはいくら、ぜひそういう戦略的な、富士山世界遺産も含めながらやっていくような企画というのはどうなんでしょうか。

落合観光プロモーション課長 例えば着地型観光商品というのは、今、観光推進機構を通じまして山梨県のものを生み出しておるところでありまして、本年度でありますと、50商品ほどコースを今つくりまして、それを観光推進機構のウェブサイトやチラシなどを通じまして、首都圏あるいはその他の全国に向けて商品のほうを発売しておるところでございます。ただ、なかなか売り上げのほう、まだ努力する余地があると思っておりますので、今いただきました北九州市の例などを参考にさせていただきながら、プロモーションのほうを努力してまいりたいと考えております。

(インバウンド造成、富裕層向け観光商品について)

山田（一）委員 白壁議員が関連質問でしましたように、客単価がそんなに低いと思わなかったし、数で来ているからって、これは中国のインバウンドが多いからということで、今はもうほとんど4分の1が中国、そして、4分の1が韓国という、その構成も今後気になります。単価の高い富裕層をやはり呼んでいくような、本当に山梨来たらワインは上級のワインというように、何かちょっと高目なツアーの造成もしておいたほうが良いと思うんです。2つ質問してしまったんですけど、高額な山梨バージョンと、それから、2国以外、中国、韓国以外のいわゆるインバウンド造成についてどう考えているのか。

守屋国際観光交流課長 まずインバウンド、2カ国についてなんですが、例えば高知県は、訪日の外国人がそれほど多くないんですが、客単価は高く出ています。それは高知県で努力しまして、おせっかい班というのをつくって、街の中にいけば、「御飯食べるところあります」、「どこを探しているんですか」という、相手から聞かなくてもやるような努力とか、あと、外国人が喜ぶようなものは何か、例えばアジアだったら、サンゴとかそういうものを喜ぶ、そういうものをリストアップしたそうです。

今委員がおっしゃられましたように、2国の、そういうことで喜ばれることじゃなくて、あらゆる国の外国人の方で、山梨に来てどういう魅力があるものというものの、例えばワインやそういう決められたものだけではなくて、いろい

ろな種類のをリストアップしながら、外国人の方により山梨の魅力で、2カ国以外の方が来ていただいても、喜んでもらえるような検討を今後していきたいと思っています。

落合観光プロモーション課長 富裕層向けの観光商品をとということであったかと思えます。観光推進機構のほうでは、50あるうち、海外向け、主にインバウンドを対象とした観光商品は2つほどございまして、いずれもまた観光の、富裕層向けという形でまだ特化したものではございまして、またそちらのほうにつきましても今後検討といいますか、勉強させていただきながら、富裕層向けの商品づくり等につきまして、鋭意検討を進めてまいりたいと思っております。

山田（一）委員 重ねてになりますけれども、もう日本国内において山梨の位置づけというのは、フルーツ、ワインとか、もちろん世界遺産の富士山も含めてなんですけれども、そういうことはもうある程度わかり切っているんで、むしろ今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピックも含めて、やや遅いぐらいだと思うので、この機会にしっかりしたツアー造成をして、幾つかやはり提案して、その中から落ちこぼれるものもあるんでしょうけれども、そういう何か生き残れるものを長期的に考えてもらいたいと思っておりますので、あえて観光部長から一言いただいて。

弦間観光部長 2020年のオリンピックに向けてもう2年しかないわけですがけれども、これまでも観光推進機構の民間の発想、観光客のニーズを踏まえた取り組みと、県の企画・計画と一緒にやってきているわけです。今年特にどこをどういうふうに戦略的にやっていくかということについては、スマートフォンの位置情報、GPS調査なども行いながら、科学的にきちんと分析をして、観光客がどこにどういうふうにとどまるとして、何をどういうふう消費しているかということも分析した中で効果的な取り組みをしてまいりたいと思っております。また、ギャップ調査といって、観光客と観光地側、受けるほうとの意識の違いについても今年度分析をしておりますので、戦略的な科学的データに基づいた戦略をしていきたいと考えております。

(やまなし観光推進機構について)

上田委員 今ちょうど観光部長の話もあつたんですけれども、やまなし観光推進機構、DMOについてお聞きしたいと思います。たしか昨年4月に観光推進機構にマーケティングやマネジメントでツーリズムビジネス活性化センターを新設されているいろいろな支援に取り組んできたということで、私は、戦略的にばっちりやって、需要と供給をうまく合わせてやるというような期待をしたんです。それで、今年度になってから、市町村等がみずからの観光資源を生かしたというようなことで、観光カルテをつくって、ビッグデータを使ったり、いろいろな調査をして、サポートするというようなことで、山梨県ってこんなにうまくいくのかなという期待をかなり持ったんですけれども、そこら辺の概要といいますか、どういうことになっていって、今どうなっているかということをもう少し具体的に詳しく教えてください。

古谷観光企画課長 先ほど若干部長からも説明がございましたが、27市町村についてまず、日本観光振興協会のデータ等を活用して観光カルテを現在作成しております。これを10月中には国中と郡内でそれぞれ説明会を開催しまして、それぞれの市町村が持っている観光資源あるいは観光客の動態、そういった強み・弱みを

カルテにしたものをベースに、市町村で行う計画や戦略策定の支援を行っていきたくと考えております。

そして、もう一点、ビッグデータ等ということについては、主にGPSを使いまして、スマートフォンの位置情報を使い、これは手挙げ方式でございますけれども、観光協会等で手を挙げてきたところについて動態の調査を行っております。もう一点、ギャップ調査という、観光地が実際にこれが売れるだろうと考えているもの、そして、実際に消費者のほうでいいなこれと思えるもの、が必ずしも一致しない場合がございます。そのギャップを調査するギャップ調査も、インターネット上でのアンケート調査を行っております。これがそろそろ出てくるわけですが、それに基づきまして、それぞれの観光協会を実施するための取り組みに対して、戦略の策定を支援しまして事業を実施していくと考えております。

上田委員 一遍に随分いろいろお答えをもらったのでよくわからないので、もう少しかみ砕いてお聞きしたいと思います。まず観光カルテ、これは市町村がつくって、それを県がどうするということなんでしょうか。観光カルテとは何でしょうか。そこからまず教えてください。

古谷観光企画課長 カルテというのはそもそも医療用語の、診断のための書類ということでございますけれども、それを観光に当てはめて、その地域の人口動態や、将来予測などそういったことから始まりまして、観光客の実際の入り込み数とか、あるいは宿泊者数、そういった基礎データ、そして、動き、どこから多くの観光客が来ているのか。そして、その地域の観光資源で主立ったものがどういうものがあって、それらが観光客に対してどの程度の訴求力があるのかということの評価したカルテをつくるというのがまず観光カルテの内容でございます。

上田委員 その観光カルテなるものは、誰がつくるんですか。

古谷観光企画課長 これは日本観光振興協会という全国組織がございますけれども、こちらでデータを持っておりまして、そのデータを加工して、作成すると。主体とすれば、県が事業主になって、やまなし観光推進機構に委託をしているというような状況でございます。

上田委員 理解が進まなくてすいません。そうすると、市町村ですから、例えば私の地元である南アルプス市は、観光カルテに何を提供して、そこで解析なり何なりしてもらって、こういうところに課題がありますよとか、ここに強みがありますよとかというようなことを、そちらのほうで市町村を指導するという、そういうようなことになるんでしょうか。

古谷観光企画課長 実際どういうふうに使っていただくかはそれぞれの市町村によって違うかと思っておりますけれども、一旦でき上がったものを情報提供させていただいて、それを見ていただいた上で、例えば南アルプス市でこういうことに取り組んでいきたいんだという御相談があれば、やまなし観光推進機構のほうに、そのニーズに応じてそれぞれの専門家を派遣する制度もございますので、それを活用しながら役立てていただくという趣旨でございます。

上田委員 例えば、南アルプス市の例で申しわけないですが、南アルプス市にはこういった施設があります、伊奈ヶ湖がありますとか、いろいろ観光資源があ

るんですけれども、そこへのぐらゐの人が入つてきてゐるとか、そういうことをお願いすれば、そこにいろいろな解析したようなものをいただけて、それを参考に、今度は市のほうで、じゃ、戦略的にここをやつていこうと言へば、今度はそこをやるよゐな、そういうよゐな御支援をいただけるという活用の方法ということなんでしょうか。

古谷観光企画課長 観光カルテ自体は、その資源の内容ももちろんですけれども、一応、市の中で何が強みなのか、何が弱みなのかということ进行分析させていただいて、それを実際にどのような形で使うかというのは、市町村によつて異なつてこよゐかと思ひますけれども、求めに応じて相談に乗つていかせていただければと思ひます。

上田委員 あと、具体的に県内の、どこの市町村かはちよつとわかりませぬけれども、そういう格好でもう動いてゐる事例があるのかどうか。もしあるのであれば、それはどんなふう具体的に動いてゐるのか教えていただけますか。

古谷観光企画課長 観光カルテにつきましては、これは全市町村が対象になつてゐるわけござひますけれども、先ほど申し上げましたGPS関係の動態調査や、あるいはギャップ調査については、県内6地域ほどが対象になつておひまして、既に手を挙げていただいて、事業にこれから取り組むというよゐな状況ござひます。2年間かけて事業を実施していきたいと思ひてゐます。

上田委員 細か過ぎて申しわけないですが、6地域というのはどこでしょうか。ちなみに、南アルプス市は入つてゐるんでしょうか。

古谷観光企画課長 残念ながら南アルプス市は手を挙げていただいてゐないのですけれども、今年度は、甲府市、笛吹市、山中湖村、そして、来年度以降は、まだかちり決つてゐるわけではなひですけれども、調査を行つたのは、小菅村、北杜市、身延町の3つござひます。

上田委員 地元の市町村が一生懸命観光振興に取り組むところは一生懸命応援もしてもらつて、やはり自主性のあるところをどんどん動かしていくというのが1つの方法だと思ひます。全部そっくりという方法でなくて、やはりそういうところをよく光を当ててやつて、伸びるところをどんどん伸ばしていくということと、市町村もそれなりに体力があるところもないところもあるんですけども、県のほうでそういういろいろなそれなりの組織があるわけだから、しっかり応援してやつて、どこかが伸びて、それにつられていくよゐな格好で、このDMOですか、それを駆使して、県下全体の観光の振興につなげてほしいと思ひます。よろしくおひねいします。

(星空観光について)

望月委員 山梨の観光ということで非常に抜け落ちてゐるところがあるのではないかなと思ひてゐるんです。それは夜空というか星空、これを売りにしていくという部分が少しトーンが低いんじゃないかなと、突然なんですけれども、思ひてゐるんです。宿泊を伴うという部分、そして、コト消費とか、食とか、さまざま観光資源をいろいろリンクさせて、観光入り込み客数をふやしていつて、観光客をなるべく周遊させるという取り組みなんですけども、やはり泊まつていただく仕掛けとして、富士山のダイヤモンド富士という部分が1つはあつて、私

の地元の峡南地域なんですけれども、尾根沿いにずっと1年中ダイヤモンド富士が見られるんですね。正月の1月1日の高下地区のダイヤモンド富士が有名なんですけれども、それ以外のところはあんまり光が当たっていない。それとプラスして、どうしても田舎という部分、星空という部分で、星空をクローズアップしていないんじゃないかと感じているんですけれども、そのところをちょっと御所見をいただけますでしょうか。

古谷観光企画課長 星空観光ということ、あるいは宿泊を伴うための仕掛けづくりが大切ではないかという御質問かと思えます。各地域、ダイヤモンド富士もそうですけれども、もともと注目されていなかったそこにある固有のものに注目をして取り組んでいるということは非常に重要なことであるかと思えます。例えば地域においては、夜、八ヶ岳南麓のほうでも星空を見るというような取り組みをされておりますので、県としましても、やまなし観光推進機構と連携して、そういったネタや材料、観光資源を拾い上げながら、それをブラッシュアップして、そして、売り込みを図っていくということをやっていきたいと思っております。

望月委員 八ヶ岳のほうで少しそういうイベントをやったり、白州のほうで夜、いろいろなイベントを仕掛けたりとかしているということは聞いていますが、実は星空保護区という認証制度があるわけなんです、国際ダークスカイ協会、IDAという組織なんですけれども、これが光の害、光害の影響が少なく、暗く美しい夜空を認定していくということなんです。富士山はすばらしい山だということで、日本中、日本人の心の中にしっかり焼きついているんですが、それが世界遺産というお墨つきがついて、さらにそれが爆発したということです。確かに我々の山梨の山々、星空というのはすごくきれいだというのは当然自負しているんですが、やはりそういう認証制度を、お墨つきを受けて、ほかの同じようなところと優位性というか、そういったものを持たせていくことが大事ではないかなと思えますけれども、そのことについて、御所見をいただけますか。

古谷観光企画課長 おっしゃるとおり、そこにあるものでも、権威のある機関から認証を受けることによって、国内外に知られていくということがございます。ギネスブックであったりとかですね。国際ダークスカイ協会というのは私もよくは存じ上げなかったんですけれども、今お聞きしましたので、またこういった協会等へ、地域と連携して働きかけをしていくということも重要ではないかと思えますので、今後検討していきたいと思えます。

望月委員 ありがとうございます。我々の峡南地域というのは、各単町が規模が小さい町が一緒になっている。ですから、観光ということで仕掛けたくても、隣の町の顔色を見たりとか、横串を刺すことができない。例えば北杜市、そして、富士吉田市とか、富士北麓方面というのは、ある程度自治体規模が大きいところで、一貫性を持って仕掛けられる。峡南地域とか、小さい市町村という言い方は変ですけども、そういった市町村がある地域というのは、やはり県がある程度音頭をとっていただいてまとめていただいてというか、黒子になっても構いませんので、横串を刺すような仕掛けをしてほしいなと思っております。そのことについて御答弁いただいて、終わります。

滝田観光資源課長 峡南地域につきましては、現在、峡南歴史・文化ツーリズムというような協議会をつくりまして、峡南5町、それから、沿線協議会の皆さんとともに進めているところでございます。今年度の事業としましては、5町の11の温泉

施設でスタッフ会議をやったり、地元の食材を使ってレシピの開発をしたり、あるいは神社仏閣や、地域の風景の美しいところを周遊観光できるようにモデルコースをつくり、ウォーキングあるいはサイクリングで楽しもうというようなことの取り組みをしております。こういった協議会を通じまして、地元の皆さんとともに峡南地域の観光の活性化に今後とも努めてまいりたいと考えております。

(観光カルテについて)

山田（七）委員 上田委員の観光カルテについてもうちょっと話を聞きたいんですけども、本当に今まで、どこから人が来て、何が売れてという、観光に対する漠然とした考え方から、しっかりとしたカルテをつくって見える化をして、強み・弱みをはっきりさせて、観光について情報発信をしていくという、これはすばらしい取り組みだと私は思うので、ぜひとも、成功させていただきたいと思うんですけども、今の話を聞くと、観光カルテができてから、それを使ってどういうふうに使っていくかという、できてからの県の相談とか支援という形になるんですけども、やはりいいものをつくっていくには、つくる段階からしっかり支援をしていっていただきたいなと思うんですけども、10月の説明会というのが、今取り組んでいる町村の説明、作成への支援という形でよろしいのでしょうか。

古谷観光企画課長 観光カルテにつきましては全市町村が対象になっておりまして、既にそれぞれ市町村で取り組んでいることも含めて、今後例えばこういう新たな展望が開けるのではないかと、あるいは何かこの課題でやっていきたいんだけどという相談につきましては、随時、県ややまなし観光推進機構のほうで受けながら、専門家の知見も交えながら進めていきたいと思っております。

山田（七）委員 全市町村対象にこれをつくっていくという中で、6つしか手を挙げていないという、ここが私にはよくわからないんですけども、ここをちょっと教えてください。

古谷観光企画課長 事業自体が2階層に分かれております。1つは全市町村向けに観光カルテをつくっています。そして、もう一つは、事業名が次世代観光産業活性化プロジェクトというんですけども、その事業については、一応全市町村に照会をかけた上で、条件としては、動態調査をやったり、あるいはギャップ調査をやりまして、それを前提に戦略もつくっていただくということで手挙げをいただいております。その違いでございます。

山田（七）委員 いずれにしても、全市町村、しっかりとしたカルテをつくってもらって、各市町村で観光について見える化ということを図って行って、観光をどんどん発信していただきたいと思いますので、ぜひともこれ、成功させていてもらいたいと思います。

(ウォーキングアプリについて)

もう一点、ウォーキングアプリを去年つくったと思うんです。このウォーキングアプリができて、どのぐらいダウンロードしてアクセスしてというのは、把握ができていますでしょうか。

落合観光プロモーション課長 ウォーキングアプリにつきましては、昨年度2コース作成いた

しまして、昨年度現在ですと、昨年度のものにつきましては合計で33万ダウンロードされています。本年度もう既に2コースつくっております、本年度につきましては、9月末現在で既に47万人にダウンロードしていただいているというような状況でございます。

山田（七）委員 これだけの方がウォーキングアプリを見ながら、ここには、実際問題山梨には来なくても、スマートフォンとか見ながら、コースを歩いて、そのコース上にある有名どころみたいなものを知っていただくって、これはものすごい有効なアプリなので、私はこれをどんどん進めていっていただきたいと思うんですけども、このアプリを使ってどこどこに行ったとかという、そういう情報の把握みたいなことはしているのでしょうか。

落合観光プロモーション課長 ダイレクトにはどこに行ったというようなことがなかなかわからないというのが今の現状でございます。ただ、全部完走した、完歩した方につきましては、クーポンを配布することを今年度計画しております。そのクーポンの利用状況によって、実際にどこに来てどこで使ったというようなことが把握できるような仕組みを今つくっております、それによって、今年度中には中身がわかるような形になると考えております。

山田（七）委員 一遍このコースを歩いてしまって、もう飽きてしまって、もうやらないよという話になってしまったら、これはそれで終わってしまうので、どんどんグレードアップなどをしながら、新しいお客さん、また、今入っている人たちがまた新たに使ってくれるというようなものにしてもらいたいと思うんですけども、そういうグレードアップ的な取り組みというのは何かしているのでしょうか。

落合観光プロモーション課長 グレードアップという形ではないかと思うんですけども、ただ、毎年ごらんいただける、バーチャルでめぐっていただける観光地は変えておまして、山梨県の違った魅力、違った観光スポットの魅力を発信することで、飽きないでごらんいただけるような、使っていただけるような仕組みを構築しておるところでございます。

（観光の課題について）

前島委員 本県にとって観光というのは大変な期待とウエートを占めていかなければならないんだけど、長い間滞在型の観光、そして、県下周遊観光というようなことをテーマに大きな課題として取り組んできた。そのことについて、やまなし観光推進機構などを中心に取り組んでいるんだけど、さて、この5年10年を振り返って、その成果と結果はどうかということをお問われたときに、観光客はそれなりにある程度ふえてはいるけれども、ほとんど日帰りであるということ。そして、いわゆる滞在型の観光はなかなか一向に伸びない。その象徴としては、皆さんも御承知のように、国中の観光で本県を代表する歴史的なホテルなどが大変な経営の危機に直面をしているところに象徴されていると私は思うんです。

大体、山梨県へ来る外国人、国内の観光客の主力というのは、富士北麓の1日探勝を済ませて、そして、宿泊型の方々は、石和温泉まで来て泊まって帰る。それから甲府圏域や、中北圏域、峡南圏域には、ほとんど泊まるというお客様のそういう宿泊施設が伸びない状況を含めて停滞をしていると。

この問題をどうやはり解決をするか、これをどうやまなし観光推進機構を通

じ、県の行政を通じ、あらゆる農業団体などの御協力をいただきながら、ツアーを滞在型に組み立てていくか、そのコースをどうつくるか、どう場所資源を売り出すかというところが、これから私は、国中にホテルが出て、ホテルがつくられたり、宿泊施設が増設をされていくような図式が出てこなければ、山梨県の観光は伸びないと思います。

本会議でもこの間、我が会派の議員方の質問がありましたけれども、山梨県は1人当たりの落とすお金が全国の中で大変下位にあるという、そういうことを見て、いかに日帰りでなくて、滞在型をつくっていくか。そのまた宿題は、石和温泉から西の甲府圏域、中北圏域、八ヶ岳をはじめとしたいいわゆるエコパークの南アルプス、あるいは身延山を中心とした峡南圏域の観光をどう奮い立たせるかというところに僕はやはり山梨の観光の滞在型のキーワードはあると思うんです。それはどう県のあらゆる団体が力を合わせて組み立てるか。道の駅ツアーだとか、あるいは野良道街道観光だとか、棚田観光だとか、多様な計画をやはり総合的に組み立てていく、この努力をやっていかなければ、山梨の観光は伸びないと思っています。

もちろん中部横断自動車道もいわゆる日程が決まってきたとはいっても、それにリニアもあるとはいっても、やはりそれに向かって行政が取り組んでいく具体的な姿図をいまま少し県民や我々に実感として見せていただくような行政を期待をしているんですけれども、その点についてどう受けとめていらっしゃるか、所見を聞かせてもらいたいと思います。

古谷観光企画課長 前島委員おっしゃるように、現在まさに観光の転換期に当たるかと思いません。日本人観光客は、長期的には確保は、地域間競争も激しくなって非常に厳しい状況というのが数字にもそろそろあらわれてきているのかなと。そして、急増している外国人観光客につきましても、消費単価が山梨県は低いという状況がございます。そして、周遊あるいは滞在、こういった観光を積年の課題として抱え続けていると。

最近の新しい傾向としましては、例えば富士山に大勢に来ている外国人観光客はいるわけですが、それが例えばおっしゃる石和温泉や、あるいは甲府、確かに少しずつ今回ってきておりますけれども、これをもっと拡大していくということが必要であるということで、民間レベルでも、富士山と、そして、甲府あるいは笛吹、峡東の4市が合同して推進協議会をつくって連携したような取り組みも出てきております。県はそれを支援しながら、今後そういった周遊型、滞在型観光の促進にも努めてまいりたいと思います。

もう一点は、新たに、先ほども申し上げました観光推進計画を策定、もう既に作業にかかっておりまして、この中でもろもろの課題をしっかりと検討しながら、そして、実効性のある計画をつくり上げていきたいと考えております。

弦間観光部長

前島委員のおっしゃるところは、観光部というか、山梨県全体の非常に大きな課題、引き続いている大きな課題だと認識をしております。日帰りが多い、あるいは滞在、周遊型、あるいは一極集中で、北麓から周遊で国中のほうになかなか来ていないということにつきましては、先ほど観光企画課長からも話がありましたけれども、外国人が多くふえているんですけれども、やはり数だけではなくて、経済的効果がふえないと意味がないところでございます。

この辺については、これまでのやはり行政、観光全体で、経験に基づく、あるいは勘でやるとかそういう部分があったんですけれども、繰り返しになりますけれども、きちんと分析をして、外国人観光客はどういうところにどう滞在して、何を消費しているのか、日本人観光客は何を求めている、どういう年代

層がどういうニーズに基づく観光をしているのかというところをきっちり把握をいたしまして、対策を練っていきたいと考えております。

やはりそういう意味で、山梨県は、中部横断自動車道やリニア、オリンピックもありますけれども、日本遺産に5月に2カ所認定された中の1つに、星降る中部高地の縄文世界という、長野県も一部入りますけれども、中北地域や峡北エリア、峡東方面も含めて、文化的な資源について国から日本遺産の認定をされております。こういうところはやはり滞在型の周遊、山梨県内を多く歩くという意味では絶好の機会、絶好の認定をされたので、観光には文化的な要素も含めて今後大きく振興していきたいと考えております。

前島委員

非常に幅広い企画をやはりやまなし観光推進機構は取り組むべきだと思うわけです。一例をお話ししますと、全国のあらゆる団体が全国大会を催す催しは200とも言われています。これだけの大きなたくさん団体が、各都道府県を回りながら、大会が、パターンとして行われる割合が非常に高いんですね。そのときに、やはりそういう団体の催しも、すごい観光資源として重要視していく捉え方は私は必要だと思うんです。大体1泊2日で大会をおやりになる団体は、少なくとも2泊3日で山梨県に入らないと大会に参加できないわけです。その1日は観光にお使いになるわけです。その全国の大会開催が山梨県ほど少ない県はないと言われている。それは交通の不便さもあるけれども、やはり県の行政などを含めて団体などが誘致にもう少し腰を入れていく、そういう取り組みが必要です。

その取り組みの中には、会場のいわゆる設定紹介、そして、開かれる分科会の会場のサブ会場の支度のサービスの相談に乗るとか、そういうことをやはり売り出していく、組み立てて売り出していくということを各団体にも、山梨県にも団体がある、みんなつながっているわけですから、そういう団体で全国大会を誘致してもらいたいと、そういう取り組みも観光資源としてとても重要なポイントだと思うんです。

そして、やまなし観光推進機構は、県庁の別館のあんな奥まったところに置かなくて、もっとやはり表に出す。この間も私もちょっと部長には耳打ちでお話をしたことがあったんだけど、いま少し観光に力を入れるならば、もっと表に出て、立ち寄っていただけるような、やまなし観光推進機構の窓口をやはり広くつくられていったほうがいいんじゃないか。そんなことも感じながら、きょうはマクロ的、総括的な御所見を承っているところですが、これで質問を終わりますが、お答えをぜひいただきたいと思います。

弦間観光部長

前島委員がおっしゃいました全国大会の誘致というのは、おそらくMICEだと思います。観光部も一生懸命当然頑張りますが、庁内の各部局で、例えば来年は山の日の全国大会があったり、食育の全国大会があったり、それぞれの部局あるいはそれぞれの部局が管轄している団体で全国大会を持ってきておりますけれども、そういう大会は当然観光部も一緒になって盛り上げますし、それは団体として塊として山梨県に来るわけですから大きな要素があるのと、また、その後、県内各地を回っていただけるという、一石二鳥でございますので、こういう全国大会は、各部局、各団体を網羅して、そういうものがあれば、観光も積極的にかわりながら大きな誘致を目指していきたいと考えております。

また、機構のことにつきまして、5月の委員会の現地調査のときにも話がございましたけれども、機構は事務室が別館の中にはございますけれども、あれは執務室ということでございます。実際活動する外の場というのは、甲府駅の

観光案内所や、東京では富士の国やまなし館もございますし、外に向かったのPRは当然やっております。あそこは執務室でございます。ただ、やはり中にいる勤務だけではなくて、外に出ていくことが大事でございますので、機構の職員も毎日、連日、現地に行ったり、あるいは県外に出てPR活動等をしておりますので、その辺は県行政と一体となって今後ともなお一層観光振興のために頑張っていきたいと思っております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中に実施する継続審査案件調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月上旬に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。
- ・ 8月29日から31日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県外調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

農政産業観光委員長 永井 学